

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案概要（諮問）

第149回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令（案）（諮問）

1. 改正趣旨

現在、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に係る試験の実施及び合格発表については、官報で公告することとされており、試験実施から合格発表期間まで約45日程度を要していることから、受験者の利益向上のため、公示の方法を現行の官報掲載からホームページ掲載に変更するもの。

*内閣官房行政改革推進本部事務局より、国家試験の受験後合否発表までに30日以上を要する試験について、その期間の短縮の検討を要請されている。

2. 改正内容

(1) コンサル試験の日時、場所その他試験の実施に必要な事項の官報公告の廃止

コンサル試験の日時、場所その他試験の実施に際し必要な事項の公表について、官報による公告を廃止し、厚生労働省及び試験協会のホームページに掲載することとする。

(2) コンサル試験の合格者の受験番号の公表における官報公告の廃止

コンサル試験合格者の受験番号の公表について、官報による公告を廃止し、厚生労働省及び試験協会のホームページに掲載することとする。※合格発表の公表方法に寄らず、受験者本人には、合格通知書が送付される。

3. 施行期日等

公布日 : 令和4年10月（予定）

施行期日 : 令和5年4月1日